

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険課・振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険制度を活用した
高齢者のボランティア活動の支援について

計4枚（本紙を除く）

Vol.12

平成19年5月11日

厚生労働省老健局介護保険課

振興課

【 貴都道府県内関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(法令係・内線2164)
FAX：03-3503-2167

介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援

1 経緯

- 本格的な高齢社会を迎える中で、各地域において、多くの高齢者の方々が自ら介護支援等のボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持や増進につながり、介護予防に資するものと考えられる。
- こうした中、昨年、東京都稲城市から、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望が提出され、政府としては、この提案を契機に、こうしたボランティア活動を介護保険制度を活用して支援する仕組みを検討してきた。
- その結果、介護保険制度上、保険料控除を行うことは認められないものの、別添通知のとおり、介護保険制度における地域支援事業を活用することで、高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に資する取り組みを行う施策の普及・推進を図ることとした。

2 概要と考え方

- 具体的には、地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価し、このポイントの用途について介護保険料や介護サービス利用料に充てる制度をそのスキームの一例としてお示しすることとした（別添通知参照）。
- なお、このポイントの用途については、地域の工夫次第で、介護予防に役立つ様々な取り組みなどに広げることも考えられ、結果的に地域の活性化にも資するような活用方策も可能となる。
- いわば、①高齢者の介護予防、②住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動、③にぎわいにあふれる地域づくりなどを同時に実現することを目指した取り組みであり、地域の創意工夫の下に、この例に限らず、元気な高齢者が地域に貢献できるような多様な取り組みを推進していただきたいと考えている。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課企画法令係

TEL 03-5253-1111（内線）2164,2260

振興課法令係

（内線）3937

老介発第0507001号
老振発第0507001号
平成19年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険課長

振興課長

介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところである。

こうしたことから、今般、地域支援事業実施要綱を改正し、下記のとおり、市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したことから、貴都道府県内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

記

1 具体的な実施方法

地域支援事業交付金を活用し、おおむね次のような枠組みにより、介護支援ボランティア活動を推進することが可能である。なお、これはあくまでも介護予防事業の一例であり、任意事業としても実施可能であることから、具体的な事業の実施に当たっては、各市町村において、最も適切な実施方法を検討されたいこと。

（実施スキームの一例）

- ・ 高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。

- ・ こうした支援活動については、介護予防事業のうち一般高齢者施策として、地域支援事業交付金の対象となるものであり、市町村は、市町村が定めた管理機関に一括して交付金を支払う。
- ・ 管理機関は、支払われた地域支援事業交付金を管理するとともに、支援活動の参加者のポイントを管理し、当該参加者から、そのポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申出があった場合については、当該申出に応じて、その管理する資金から当該参加者の蓄積したポイントに相当する額の範囲内で換金し、当該参加者に代わってその額を市町村に対して当該参加者の保険料として支払うことができる。

2 留意点

- 上記スキームを実施した場合、結果的に支援活動参加者の保険料負担は軽減されることとなるが、保険料賦課自体を減額又は免除するものではないこと。
- 介護予防に資する支援活動の基準については、地域支援事業交付金の交付対象の範囲で、各市町村において適切に判断されたいこと。
- 個人情報保護に留意すること。

【参考】地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記

1 介護予防事業

(2) 介護予防一般高齢者施策

イ 各論

(イ) 地域介護予防活動支援事業

事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果があると認めるものを適宜実施するものとする。

③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

3 任意事業

(3) 事業内容

ウ その他の事業

(ウ) 地域自立生活支援事業

次の①から⑤までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

